
諸般の報告

議長（堀部登志雄君） 次に、諸般の報告を事務局長からさせます。

事務局長（山崎宏一君） 本臨時会に付議され、提案されている案件につきましては、町長の提案に係るものとして、専決処分の承認5件、補正予算及びふるさと体験館の指定管理者の指定についての議案2件の合わせて7件でございます。

また、議会関係といたしましては、議員の派遣承認1件を予定してございます。

以上で報告を終わります。

議長（堀部登志雄君） 次に、議長から諸般の報告をいたします。

皆さまのお手元に“専決処分の報告について”町長から議長あて提出されたものを3件配付しております。

これは、議会が議決するもののうち地方自治法第180条の規定に基づき、長にその権限を委任したものであります。

提出者の説明を願います。はい、白崎総務課長。

総務課長（白崎浩司君） それでは、専決処分の報告を申し上げます。

ご説明のとおり、3件ありますが、先に寿幸園での事故の専決処分からご説明いたします。

1ページの裏面からご説明いたします。

専決処分書。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成8年12月12日議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。平成16年3月31日専決、白老町長。

記の部分でございますが、1損害賠償の額、49,570円。2損害賠償の相手方、白老郡白老町字萩野42番地の1 本郷逸栄。

次に事故の発生状況でございます。1番目の日時につきましては、平成14年8月の22日木曜日で、午後3時頃です。場所につきましては、白老郡白老町日の出町3丁目9番17号、白老町立特別養護老人ホーム「寿幸園」。当事者ですが、甲白老町、乙白老郡白老町字萩野42番地の1 本郷逸栄さんでございます。

次に4番目、事故の状況でございますが、先にご訂正をお願いいたします。1行目の後段、歯科訪問治療のため、2行目にいきますけれども、その部分、重複しておりますので、後段の部分削除願います。

本文説明いたします。事故当日、以前から行っていた歯科訪問治療のため、次の所を削除です。歯科訪問助手として「寿幸園」を訪れた乙は、施設2階特殊入浴室前廊下を歩行中、滑って足をすくわれる状態で転倒いたしました。その際、腰から臀部にかけてを強く打ちつけており、施設側では病院での受診を促しましたが、本人は病院へ行くほどでないと判断し帰院されたものであります。

しかしその後、数日を経た後も痛みが続いたため、事故後12日目の9月2日に白老町立国民健康保険病院で受診したところ、第11、12胸椎圧迫骨折の診断結果を受けたものであり

ます。

5の被害の程度でございますが、今のご説明のとおり、第11、12胸椎圧迫骨折(全治6週間)という被害の程度でございます。

損害賠償額につきましては、事故当日は入園者への入浴介護サービスの実施日であり、施設2階特殊入浴室前廊下は水滴等により濡れており、更に来園者に対しスリッパでの歩行を義務付けていたことから、非常に滑りやすい状況にありました。

本件は、甲が行う入園者への入浴介護サービスの実施日における、床の水滴等の拭き取り作業及び来園者への危険防止の周知等管理体制が不十分であったことが原因で発生した事故であり、乙は回避できなかった事故であることから、甲は乙に対して治療費49,570円を支払うことで示談しております。

なお、損害賠償額については、全額保険により補てんされるものであります。

次に、2件目ですが、発生日時が2月25日の事故からご説明いたします。

専決処分書。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成8年12月12日議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。平成16年3月31日専決、白老町長。

1 損害賠償の額、105,185円。2 損害賠償の相手方、白老町栄町2丁目8番10号 長島義雄。

事故の発生状況です。1番目の日時につきましては、平成16年2月25日水曜日、午前10時30分頃。2番目の場所、白老町字竹浦207番6地先、町道竹浦飛生線でございます。3の当事者、甲については白老町、乙車両 室蘭500た7001、白老町栄町2丁目8番10号 長島義雄さんでございます。

4の事故の状況でございますが、事故当日、乙車が雪解け水で路面の一部が冠水している状況、冠水した路面舗装に幅0.5m、延長1m、深さ15cmの陥没がある、の事故発生場所を通過したと。その際、相当の衝撃を受け、左前輪タイヤがパンクし、フロントバンパー、フォグランプ及びオイルパンを損傷したものでございます。

裏面に図面を添付しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。上の図面が、現場見取図になりますが、竹浦飛生線で、鈴木商事さんのガソリンスタンドから山側に入った、踏み切りの山側。丸印で示した個所が、事故現場になります。

次に、下の図面にありますように、長島さんの車が表示している経路を走行中、路面の陥没により、先ほど言った物損事故が発生したものであります。

戻りまして、5の被害の程度ですが、先ほど申し上げましたとおり、乙車の左前輪タイヤパンク、フロントバンパー、フォグランプ及びオイルパンを損傷したものでございます。

6の損害賠償額ですが、本件は、甲が管理する町道の路面陥没が原因で発生した事故であり、乙は冠水により舗装路面に穴が開いているとは判断できず、対向車線に大型車両が走行していたこともあり、回避できなかった事故であるが、運転手には前方注視及び水溜りを迂回すべき注意義務が生じることから、甲は乙に対して乙車の修理費用等131,481円のうち、過失

割合 8 割分の 1 0 5 , 1 8 5 円を支払うことで示談したものでございます。

なお、損害賠償額については、全額保険により補てんされるものであります。

また、路面の陥没箇所については、当日中に補修してございます。

次に、3 件目でございますが、こちらも 2 ページの専決処分書から説明いたします。

専決処分書。地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、平成 8 年 1 2 月 1 2 日議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。平成 1 6 年 3 月 3 1 日専決、白老町長。

記の部分です。1 損害賠償の額、7 0 , 9 2 8 円。2 損害賠償の相手方、車の所有者は苫小牧市柏木町 6 丁目 1 7 番 2 0 号 谷本麻里子。運転手は苫小牧市柏木町 6 丁目 1 7 番 2 0 号 飯島宏之。

事故の発生状況を説明いたします。日時につきましては、平成 1 6 年 3 月 1 4 日曜日です。午後 2 時 3 0 分頃。場所につきましては、白老町字竹浦 2 1 6 番地先、町道竹浦 2 番通りでございます。3 の当事者、甲については白老町、乙は車両 室蘭 5 0 こ 8 0 8 8、苫小牧市柏木 6 丁目 1 7 番 2 0 号 飯島宏之さんでございます。

事故の状況でございますけれども、事故当日、乙車が事故発生場所を速度 3 0 ~ 4 0 k m / h で走行中、前方 5 ~ 6 m 手前に水溜り、幅 1.7 m、延長 1.0 m、深さ 8 c m の陥没があることを確認したと。乙は、水溜りを回避するために減速し、道路センター側(右側)に寄りましたが、対向車が走行してきたためハンドルを左に戻した。その際、水溜りに左前輪タイヤを落とし、フロントバンパーと固定金具を損傷したものでございます。

裏面の図面をご覧いただきたいと思えます。上の図面が事故現場の見取図でございますけれども、竹浦 2 番通りで、右側に行きますと禅照寺の方へぬける道路でございます。丸印で示した箇所が、事故現場であります。

次に、下の図面にありますように、飯島さんの車が表示している方向に走行中、路面の陥没により、フロントバンパーと固定金具を損傷する物損事故が発生したものでございます。

戻りまして、5 の被害の程度ですが、今のご説明のとおり、フロントバンパー及び固定金具の損傷でございます。

6 の損害賠償額ですが、本件は、甲が管理する町道の路面陥没が原因で発生した事故であり、乙は水溜りを回避すべき運転操作は行っているが、運転手には前方注視及び水溜りを迂回すべき注意義務が生じることから、甲は乙に対して乙車の修理費用等 1 0 1 , 3 2 5 円のうち過失割合 7 割分の 7 0 , 9 2 8 円を支払うことで示談したものでございます。

なお、損害賠償額については、全額保険により補てんされるものであります。

また、陥没した個所につきましては、当日中に穴の埋め戻しを行いまして、翌日に本補修を行っております。

以上で報告を終わります。

議長(堀部登志雄君) ただいま 3 件の説明が終わりましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

はい、10番、宗像脩議員。

10番(宗像 脩君) 10番、宗像です。1番目の寿幸園の事故ですけれども、発生日時が平成14年の8月22日。かなり時間が経っているのですけれども、この遅れたと言いますか。その経過はどうなっていますか。

議長(堀部登志雄君) はい、白崎総務課長。

総務課長(白崎浩司君) 大変、事故の発生から今回の報告までということで、時間を要したと。大変申し訳なく思っておりますが、この経過につきましてはですね、本人が、住所は白老なのですが、札幌に在住してまして、本人との示談交渉が、直接面談の機会がですね、なかなか取れなくて、進まなかったというのが、若干遅れた理由でございます。

議長(堀部登志雄君) はい、10番、宗像脩議員。

10番(宗像 脩君) 10番、宗像です。こういった件については、いわゆる時間が経過しているわけですけれども、時効というのが、時効があるのかないのかというところが1件。

それからもう一つは、14年の事故なのですけれども、今現在この乙は、どういう健康状態なのか、もし分かったらお知らせいただきたい。

議長(堀部登志雄君) はい、白崎総務課長。

総務課長(白崎浩司君) 時効につきましては、ちょっと調べさせてもらいます。

それから、乙の健康状態は、その後全治6週間というようなことで、体調そのものにつきましては全治したということでございます。

1点目につきましてはちょっと、時間をいただいて、答弁させていただきます。

議長(堀部登志雄君) はい、他。よろしいですか。

はい、18番、加藤正恭議員。

18番(加藤正恭君) はい。18番、加藤ですが、2件目・3件目、竹浦地区の問題で、大変ご迷惑をかけたわけですが、申すまでもなくこの道路、特に2件目はですね、飛生線と称しまして、ダンプの非常に往来の激しい道路でございまして、国道の舗装と違って比較的簡単な舗装であるような気がしてならない。

それで、すぐこう、凹凸が非常に多いところですよ。

それで、土木課にお聞きしたいのは、常時パトロールをしていると思うのですけれども、どういう処置をしておるのかですね、竹浦地区ばかりじゃなくて、恐らくあちこちにあるのでしょけれども、特に竹浦の場合はダンプカーの往来の非常に、先ほども言った激しい場所ですから、痛みがひどいのですよ。

その点、どのような処置をしておられるのか、一応伺っておきたいと思えます。

議長(堀部登志雄君) はい、山本土木課長。

土木課長(山本憲次君) 私どももですね、町道全般に渡りまして、日常パトロールは強化して、維持管理に努力しているところでございます。

今年につきましてはですね、特に3月中旬から、急激な暖気によりましてですね、道路の融解が非常にもう、早くきたというような、急激にきたというような状況でございまして、道路

の損傷も激しいのかなということでございます。

そのような状況で、当日もですね、特に飛生線。私方も常時、飛生線につきましては大型ダンプが走るということで、パトロールを強化し、常に職員による補修も行っているわけなのですが、当日もですね、そういうふうな形の中で飛生線の奥の方。職員が修理にあたっていた矢先の事故だったわけなのです。その現場につきましては、たまたま雪解け水が溜まっていますね、非常に確認がしづかったというような状況もございまして、そういうふうな中での矢先の事故ということでございます。

飛生線だとか、そういう、飛生線につきましてはですね、本当に特に常時、毎度パトロールの度に、パトロールを行って、悪ければ、緊急性のあるものについてはですね、袋詰の合材でですね、職員がもうその場で修理しているというような現状でございます。

議長(堀部登志雄君) はい、18番、加藤正恭議員。

18番(加藤正恭君) はい。18番、加藤ですが、だいたい分かりました。

それでね、この金額については保険で補てんしているから、町自体には迷惑はかかっていないのかもしれませんが、参考のためにお聞きしたいのですが、この町でかけている車に対する保険。我々も民間でかけております。そうすると、1年目になりますと、無事故ですと1割くらい引かされると。最高5年か6年経ちますとですね、50%引きになるわけです。掛金ですね。

こういう1回事故を起こすと、また元に戻るのですね。100%になっちゃうわけです。そういう保険になっているのかどうか。我々民間ではですね、民間と言うか、我々個人でかけている場合はご存知のように、そういうふうになっておるのですけれども。

結局、無事故であれば半分になりますね。ですから、負担も楽になる。しょっちゅうやると、また100%元に戻ってしまうという制度になっていると思うのですが、白老町の場合の保険の掛金も、そういうふうになっているのかどうかですね、参考のためにちょっとお聞きしておきたいのですが。

議長(堀部登志雄君) はい、三國谷助役。

助役(三國谷公一君) はい。ただ今のご質問の件ですけれども、この保険のですね、適用になる部分は総合賠償保険と言いまして、いわゆる私どもの車の保険ではなくてですね、こういった損害賠償、町ですね、瑕疵管理、管理に瑕疵がある場合とかですね。それから、公金にもし何かがあったとか。前の例は、予防接種の件で事故があったりとか。

そういうことに適用される保険でございまして、車の保険とはちょっと違うのですよ。

それで、根拠になっている掛金の根拠もですね、そういう事故があったからということではなくて、毎年人口割ですとか、主に人口割だと思いましたが、均等割があったり人口割ということで、特に事故があったから翌年にまたそれが高くなったり安くなったり。なければ安くなるとか、そういう保険にはなってございません。

毎年毎年、一定の基準で保険料を支払っているという内容になっております。

議長(堀部登志雄君) はい、18番、加藤正恭議員。

18番(加藤正恭君) はい。18番、加藤ですが、過去にもね、車と車の接触っていうのが、町の公用車と民間のとの接触ということがたびたび専決処分されているのですが、その場合はどういうふうになっているか。

先ほどの話、繰り返しになるけれども、その辺りはどういうふうになっているか。参考のために伺っておきたいと思います。

議長(堀部登志雄君) はい、白崎総務課長。

総務課長(白崎浩司君) 今のご質問は、車だけを捉えてですか。

今の助役の答弁のとおりですね、総合賠償保険は車だけではなくて、全部入ったの補償保険ですから。

それじゃ、先ほどのですね、申し訳ございません。時効の件と併せて、答弁させていただきます。

議長(堀部登志雄君) 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時31分

議長(堀部登志雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

はい、白崎総務課長。

総務課長(白崎浩司君) 大変申し訳ございませんでした。

先に、加藤議員のご質問の、車両保険の関係なのですが、車両保険につきましては、通常私も個人が入っている車両と同様にですね、任意保険に入っているということなものですから、先ほどのご質問のとおりですね、事故が起きれば安くないし、無事故でいけば割引があるということで、個人が入っているのと、基本的には変わらないと。はい。

それと、2点目のですね、先ほどの時効の問題ですけれども、いわゆる申し出がなければですね、3年で時効になると。はい。

今回の場合は、お互いにこう、示談交渉をやっていますので、時効の成立ということにはならない。

ただ、お互いにですね、こちらの方の割合と言いますかね、補償の割合と相手方が言っている割合と、示談交渉が成立しない場合で、そのまま何も申し出がなくてまた、3年過ぎると、それはもうその時点で成立してしまうということで、基本的には先ほどの前段で言ったとおり、時効になるのは3年の申し出ということでございます。

以上でございます。

議長(堀部登志雄君) 他、ありませんか。

それでは、ないようですので、本件はこれをもって報告済みといたします。

次に、皆さまのお手元に「陳情の処理経過と結果について」町長から議長あてに報告されたものを配布しております。これは、昨年議会において採択し執行機関に送付した陳情書の処理経過と結果について、地方自治法第125条の規定に基づき、議長から請求し、報告されたも

のであります。

内容については、朗読を省略いたします。

これで諸般の報告を終わります。
